NEWS LETTER 2025年 4月号

４月に入りました。就職や入学等、新たな環境で新年度を迎える方も多いと思います。

慣れない環境でストレスを感じる時期でもありますので、十分な休養を心がけたいですね。

内容にご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

遺産分割協議について

遺産分割協議とは、被相続人の遺産について、誰が、どのような遺産を、どのくらいの割合で相続するかを話し合う手続きです。

遺言書が無い場合、被相続人の遺産は、法定相続人の法定相続分に応じた共有状態となり、そのままでは、預貯金の払い戻しをすることができず、不動産の売却等も困難になるなどの弊害があることから、遺産分割協議を行う必要があります。

この遺産分割協議を成立させるためには、すべての相続人の合意が必要になります。

しかし、相続人の一部が反対して遺産分割協議が頓挫し、そのまま放置されているケースもあります。この場合は、注意が必要です。

まず、これまでは相続に関して、相続税の申告に関する10か月の期限や相続放棄の3か月の期限がありましたが、遺産分割協議の期間については、特に期限はありませんでした。

しかし、令和 5 年施行の改正民法では、遺産分割協議において特別受益と寄与分の主張をする場合の期限が相続開始の時から10年と定められることになりました。

特別受益とは、生前に被相続人から多額の贈与を受けていた相続人（特別受益者）がいる場合には、その金額を遺産に持ち戻すことによって、公平な遺産分割を実現する制度のことです。また、寄与分とは、被相続人の生前に、相続人が療養看護などによって被相続人の財産の維持・増加に通常期待されるような程度を超える貢献をしたという事情がある場合に、他の相続人よりも多くの財産を相続させることによって、共同相続人間の公平を図る制度のことです。いずれも遺産相続における相続人間の不公平等を解消するための制度ですが、改正民法では相続開始の時から10年を経過するとこれらの権利を主張することができなくなってしまいます。なお、遺産分割協議自体に期限が設けられたわけではありません。しかし、特別受益や寄与分の主張を行うためには、遺産分割協議を10年以内に行わなければならないので注意が必要です。

事務所概要

当事務所は、平成１８年開業、長崎県大村市に位置し、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士として、お客様からの幅広い相談に対応しております。地域に根ざし、迅速なサービスを心がけています。

平野旅人総合事務所　　住所：長崎県大村市杭出津３丁目395-7

ＴＥＬ：0957-46-6133　　ＦＡＸ：0957-46-6134　　メール：info@hirano-office.biz

主な取扱業務

①不動産の登記（売買、贈与、担保設定、抹消、新築表題、増築、滅失、地目変更等）

②相続　③会社、法人にかかる登記債権、動産譲渡登記　④農地法の許可　⑤裁判手続